

北九州市立スポーツ施設管理要綱

北九州市スポーツ施設条例（平成 20 年北九州市条例第 6 号。以下「条例」という。）並びに北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年北九州市規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市スポーツ施設の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（入場の制限）

第 1 条 市長（指定管理者に使用の許可を行わせるスポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条において同じ。）は、次の各号の一に該当する者及び団体に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力的な不法行為等を行うおそれがある者
- (5) その他管理上支障があると認められる者

（使用許可申請の受付）

第 2 条 使用の許可申請は、6 ヶ月先までを限度として受付ける。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、6 ヶ月以上 1 年以内において受付けることができる。

（使用の手続）

第 3 条 規則第 3 条の規定によりスポーツ施設の使用の許可を受けようとする者で、次の各号の一に該当するものは、施設使用許可申請書（第 1 号様式の 1 又は第 1 号様式の 2。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 専用又は団体で使用しようとする者
- (2) 使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者

2 スポーツ施設の使用の許可を受けようとする者で、前項各号に掲げる者以外のものは、口頭で使用の許可を申請するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、北九州市公共施設予約・案内システムの利用者は、システムの端末機及びインターネットを使用して申請することができる。ただし、市長が必要と認め、申請書を提出するよう求めた場合は、あわせて申請書を提出するものとする。

（使用の許可）

第 4 条 前条第 1 項及び第 3 項ただし書きの規定により申請した者に使用を許可したときは、施設使用許可書（第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2）を交付する。

2 前条第 2 項の規定により申請した者に使用を許可したときは、使用料と引き換えに使用券を交付する。

3 条例第 3 条の規定に基づく使用許可の取り消し等の条件について、使用許可を行ったのちに、その使用が暴力団を利するおそれがあることがわかった場合、北九州市暴力団排除条例（平成 22 年北九州市条例第 19 号）に基づき、使用団体が暴力団か、

福岡県警察に照会を行うものとする。

4 前条の照会については、指定管理者は市長を通じて、福岡県警察に照会を行うものとする。

5 照会により、暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。）であることが判明したときは、使用許可を取り消し、既納の使用料は返還しない。

（使用の条件）

第5条 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる

（賠償責任）

第6条 条例第3条の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

（使用料の不返還）

第7条 条例第6条の規定により使用料を返還することができる場合及び返還の率は別表第1のとおりとする。

2 使用料の返還を受けようとする者は、施設使用料返還申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第5条の規定により、使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者は、施設使用料減免申請書（第4号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、別表第2の（1）、（3）、（6）及び（7）の区分に該当する者はこの限りではない。

2 使用料（浅生スポーツセンターの駐車場を除く）を減免する場合及びその減免の率は、別表第2のとおりとする。ただし、別表第2の（1）の区分に該当する者を除き、冷暖房設備、照明設備及びその他の電気設備使用料は減免の対象としない。

3 別表第2の（1）、（4）及び（5）の区分に該当する者に係る浅生スポーツセンターの駐車場の使用料については、当該者ごとに、1日につき15台を限度として免除する。

4 別表第2の（3）の規定により、使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者は、あらかじめ事業計画書等を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 別表第2の（6）及び（7）の規定により、使用料の一部の免除を受けて使用しようとする場合、その者につき1日に1回を限度として使用料を免除する。

（使用者の守るべき事項）

第9条 使用者は次の事項を守らなければならない。

（1）許可なくして物品の販売をしないこと。

（2）定められた場所以外で火気を使用しないこと。

（3）許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。

（4）許可なくして特別の設備をし、又は造作を加えないこと。

（5）使用を終えたとき又は条例第3条の規定に基づく使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後返還する

こと。

(6) 使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目的に使用しないこと。

(職員の立入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第11条 使用者が施設若しくは設備を滅失又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成25年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成31年2月20日から施行する。

(回数券購入の制限)

2 平成31年3月31日までに回数券(1冊10枚つづり)の発行を受ける場合、一人につき最大20冊を上限とする。

別表第1

返 還 す る 場 合	返 還 す る 率
使用者の責任によらない理由により使用できないとき	100分の100
使用者が使用の前日10日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の80
使用者が使用の前日5日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の60
その他使用者が使用の中止を申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の40

注) 回数券、定期券の購入者が払い戻しを申し出た際、相当の理由があると認めるときは、当該利用券の残存額に応じた額を返還する。

別表第2

区 分	減 免 の 割 合
(1) 市が主催して行う事業又は行事のために使用するとき	10割
(2) 国及び他の普通地方公共団体が主催して行う事業又は行事のために使用するとき	10割
(3) 市立スポーツ施設の指定管理者が営利を目的としない自主事業のために使用するとき	10割
(4) 市と共催により使用するとき	10割
(5) 市の後援により使用するとき	5割
(6) 市内に在住の者で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けたものが使用するとき。 (当該手帳を提示して使用の承認を受けた場合に限る。)	共用使用料の 10割
(7) 市内に在住の者で、65歳以上のものが使用するとき (公的機関が発行した住所、氏名及び生年月日が確認できる証明書(運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示して使用の承認を受けた場合に限る。)	共用使用料の7割 ただし、減免後の 使用料の額に10 円未満の端数があるときは、その端 数金額も免除する。
(8) その他市長が特に必要があると認めるとき。	市長が相当であると判断する割合

注) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級から4級までの者に限る。)が使用するときの付添い人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取扱うものとする。